

大分市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則をここに公布する。

令和4年3月24日

大分市規則第11号

大分市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(除却の必要性に係る認定の申請に係る添付書類)

第2条 省令第49条第1項第3号の特定行政庁が規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表1に規定する付近見取図、配置図、各階平面図及び床面積求積図
- (2) 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録する耐震判定委員会が、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項に規定する耐震診断（以下「耐震診断」という。）の結果について同法第12条第1項に規定する技術指針事項に基づき判定した書類の写し
- (3) 耐震診断を行った者が建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項各号のいずれかに該当することを証する書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 省令第49条第1項の規定にかかわらず、前項第2号に掲げる書類を添付して、法第102条第2項第1号に該当するものとして同項の認定を受けようとするマンションについて同条第1項の認定の申請をしようとする者は、省令第49条第1項第2号に掲げる構造計算書を添付することを要しない。

第3条 省令第49条第2項第3号の特定行政庁が規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 建築基準法施行規則第1条の3第1項の表1に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図、2面以上の立面図及び2面以上の断面図

(2) 除却の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示（令和3年国土交通省告示第1522号。以下「告示」という。）第2から第5までに規定する調査を行った者が、告示第2から第5までにおいて当該調査を行うこととされている者であることを証する書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(添付書類の省略)

第4条 前2条の規定にかかわらず、市長が必要がないと認めるときは、これらの条に規定する添付書類の一部を省略させることができる。

(容積率の特例に係る許可の申請に係る添付図書等)

第5条 省令第52条第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるとおりとする。

(1) 省令第50条に規定する除却の必要性に係る認定通知書の写し

(2) 第3条第1号に掲げる図書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。